年 月 日

(宛先) 焼津市長

### <u>太枠内をご記入ください</u>

	住所		
<b>⇔</b> =± +⁄	フリガナ		
申請者 (窓口に来た人)	氏名		
	電話番号		
申請者名が納入	通知者兼領収書の	)氏名・法人名になります。	
	<ul><li>法人名の変更</li></ul>	を希望する。(希望する場合は、下記にご記入ください。)	
フリガナ			
氏名・法人名			
1. 申請する	所有者・納税義	務者	
住所・所在地			<ul><li>※法人名義を申請の場合は要代表印(角印は不可)</li></ul>
フリガナ			
氏名・法人名			(FI)
住所・所在地			※上記と同じ
フリガナ			印
氏名・法人名			J
	者区分	申請者の本人確認書類以外に必要な書類等	
口本人		+ \ 1	
山本人		なし	
□同一世帯の親加		焼津市外在住の方は委任状	
□同一世帯の親加 □相続人(続	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等	
□同一世帯の親が □相続人(続き □相続人の代	柄)は理人	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸道	籍謄本等
□同-世帯の親が □相続人(続な □相続人の代 □法人※申請す	柄)は理人	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸 代表者印を押印した申請書	
□同一世帯の親が □相続人(続き) □相続人の代 □法人※申請す □代理人	柄 ) は理人 る所有者が法人の場合	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸 代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等	
□同一世帯の親が □相続人(続き) □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸 代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等 なし	<u> </u>
□同一世帯の親が □相続人(続き) □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □成年後見人	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸 代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等 なし 成年後見人であることを確認できる書類(登記事項証明書など	·)
□同一世帯の親が □相続人(続/ □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □成年後見人 □保佐人・補	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸 代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等 なし 成年後見人であることを確認できる書類(登記事項証明書など 保佐人・補助人であることを確認できる書類(委任事項に財産の管理などがある場合	·)
□同一世帯の親が □相続人(続き) □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □成年後見人 □保佐人・補 □相続財産管	柄 ) た理人 る所有者が法人の場合 、 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸 代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等 なし 成年後見人であることを確認できる書類(登記事項証明書など 保佐人・補助人であることを確認できる書類(受記事項に財産の管理などがある場合 相続財産管理人選任の審判書の謄本	·)
□同一世帯の親が □相続人(続/ □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □成年後見人 □保佐人・補 □相続財産管 □破産管財人	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸 代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等 なし 成年後見人であることを確認できる書類(登記事項証明書など 保佐人・補助人であることを確認できる書類(委任事項に財産の管理などがある場合	·)
□同一世帯の親が □相続人(続き) □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □成年後見人 □保佐人・補 □相続財産管	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸領代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等なし 成年後見人であることを確認できる書類(登記事項証明書など保佐人・補助人であることを確認できる書類(委任事項に財産の管理などがある場合相続財産管理人選任の審判書の謄本 裁判所等による破産管財人資格証明書等	·)
□同一世帯の親が □相続人(続き) □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □成年後見人 □保佐人・補 □相続財産管 □破産管財人 □借地借家人	柄 ) は理人 る所有者が法人の場合 は助人 管理人 、	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸領代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等 なし 成年後見人であることを確認できる書類(登記事項証明書など保佐人・補助人であることを確認できる書類(委任事項に財産の管理などがある場合相続財産管理人選任の審判書の謄本 裁判所等による破産管財人資格証明書等 契約書など権利関係および対象の筆・棟が明確にわかるもの	·)
□同一世帯の親対 □相続人(続/ □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □成年後見人 □は保佐人・報 □相続財産管財人 □借地借家人 □ □ での他(	柄 ) は理人 る所有者が法人の場合 は助人 管理人 、	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸領代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等 なし 成年後見人であることを確認できる書類(登記事項証明書など保佐人・補助人であることを確認できる書類(委任事項に財産の管理などがある場合相続財産管理人選任の審判書の謄本 裁判所等による破産管財人資格証明書等 契約書など権利関係および対象の筆・棟が明確にわかるもの権限がわかる書類  3. 支払方法	·)
□同一世帯の親が □相続人(続/ □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □成年後見人 □保佐人・補 □相続財産管財人 □借地借家人 □借地借家人 □ で の他 ( 2 閲覧・交	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸領代表者印を押印した申請書 委任状 (委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等なし 成年後見人であることを確認できる書類 (登記事項証明書など保佐人・補助人であることを確認できる書類 (受記事項証明書など保佐人・補助人であることを確認できる書類 (受記事項に財産の管理などがある場合相続財産管理人選任の審判書の謄本裁判所等による破産管財人資格証明書等契約書など権利関係および対象の筆・棟が明確にわかるもの権限がわかる書類  3. 支払方法 50円) □ 現金払い	*) に限ります。)
□同一世帯の親対 □相続人(続/ □相続人の代 □法人※申請す □代理人 □納税管理人 □ 成年後見人 □ 保佐人・補 □ 間を管財人 □ 間を管財人 □ 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸領代表者印を押印した申請書 委任状 (委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等なし 成年後見人であることを確認できる書類 (登記事項証明書など保佐人・補助人であることを確認できる書類 (受記事項に財産の管理などがある場合相続財産管理人選任の審判書の謄本裁判所等による破産管財人資格証明書等契約書など権利関係および対象の筆・棟が明確にわかるもの権限がわかる書類  3. 支払方法 50円) □ 現金払い	*) に限ります。)
□同一世帯の親対 □相続人(続・回相続人の代 □法人理人 □ 一 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回	柄 )	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸が代表者印を押印した申請書 委任状 (委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等なし 成年後見人であることを確認できる書類 (登記事項証明書など保佐人・補助人であることを確認できる書類 (委任事項に財産の管理などがある場合相続財産管理人選任の審判書の謄本 裁判所等による破産管財人資格証明書等 契約書など権利関係および対象の筆・棟が明確にわかるもの権限がわかる書類  3. 支払方法  50円) のRコード決済 ※領収書の発行がで	手) に限ります。) できません。
□同一世帯の親記□相続人の代□は続人の代□は人の代□は人の代□は人理人□は、理人□は、理人□は、を使見り、を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を	柄 )  に理人  る所有者が法人の場合  が助人  が理人  が対  が対  が対  が対  が対  が対  が対  が対  には、などのように  では、などのように  では、などのように  では、などのように	焼津市外在住の方は委任状 所有者の死亡と相続人であることが分かる戸籍謄本等 相続人からの委任状、所有者の死亡と委任者が相続人であることの分かる戸録 代表者印を押印した申請書 委任状(委任者が法人の場合は、必要に応じて従業員社員証等 なし 成年後見人であることを確認できる書類(登記事項証明書など保佐人・補助人であることを確認できる書類(委任事項に財産の管理などがある場合相続財産管理人選任の審判書の謄本 裁判所等による破産管財人資格証明書等 契約書など権利関係および対象の筆・棟が明確にわかるもの権限がわかる書類  3. 支払方法 50円) □ 現金払い □ のRコード決済 ※領収書の発行ができません。  正などのように官公署が発行した顔写真付きの身分証明書1点の表	だ) に限ります。) できません。 できません。

## 委任状 (名寄帳・無資産証明書等)

		年	月	B	
(あて先)焼津市長					
◆委任者(依頼する方)					
※法人の場合は、氏名及び住所を名称及び所在地とそれぞれ読∂	タ替え、法人(	の代表者印を押印し	てください。	0	
住所	(3	平日連絡先)			
氏名	(4	生年月日)			
※以下は委任者が相続人の場合のみ記載					
所有者(被相続人)氏名		所			
被相続人との続柄(		)			
むけ 下記の老を出来して守め 下記のご	までに へい	シア系にし 十十			
私は、下記の者を代理人として定め、下記の	争垻につい	いく安仕しまり	0		
◆受任者 (窓口に来る方)					
住所					
氏名					
◆委任する事項					
□ 名寄帳の取得の申請および受領	(	年度	通	)	
口 無資産証明書取得の申請および受領	(	年度	诵	)	

#### ≪留意事項≫

・委任者本人が自署してください。

□ その他 (

・委任者が所有者の相続人である場合は、所有者の方の死亡がわかる書類(除籍や死亡届の写し)及び所有者と委任者の相続関係のわかるもの(戸籍謄本等)を持参してください。

)

- ・窓口に来た人が受任者本人であることを確認できる本人確認書類をご持参ください。
- ・受任者が法人又は資格職の場合、申請書の申請者欄に法人の代表者印又は職印の押印、 及び来庁者の社員証、補助者証等が必要になります。(受任した法人からの代理人選任 届でも可)
- その他の委任する事項には、具体的に委任する事項を書いてください。
- ・審査により発行できない場合がありますので、ご了承ください。

# 代筆委任状 (名寄帳・無資産証明書等)

年

月

日

住所			(平日連絡先)			
氏名	掛印		(生年月日)			
【代筆の理由】						
【当該証明書等が必要な理由】						
【代筆者の氏名・続柄】						
【代筆者の住所】						
※以下は委任者が相続人の場合のみ記載						
所有者(被相続人)氏名		1	住所			
被相続人との続柄(			)			
				0		
私は、下記の者を代理人として定め				o		
被相続人との続柄( 私は、下記の者を代理人として定る ◆受任者(窓口に来る方) 住所				0		
私は、下記の者を代理人として定る ◆受任者(窓口に来る方)				0		
私は、下記の者を代理人として定る ◆受任者(窓口に来る方) <u>住所</u>				o 		
私は、下記の者を代理人として定る ◆受任者(窓口に来る方) <u>住所</u> 氏名	め、下記の事			。	)	

#### ≪留意事項≫

- ・委任者ご本人が意思表示はできるものの、ケガ等により自筆が困難で、委任状を代筆する場合にこの様式をご利用ください。(認知症等により本人が意思表示できない場合、代筆委任状は認められません。)
- ・受任者(窓口に来る方)と代筆者は別の方にしてください。
- その他の委任する事項には、具体的に委任する事項を書いてください。
- ・審査により発行できない場合もありますので、ご了承ください。